

起案用紙（産業建設常任委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成31年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成31年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			■公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当	
簿冊番号	04 - 04			□時限非公開 (公開)		()	
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	平成30年12月14日(金)		
				会議時間	13時00分～14時45分		
出席委員	委員長 川村 一朗			委 員 谷田 道子			
	副委員長 松浦 伸			委 員 酒井 石			
	委 員 白木 一嘉						
	委 員 小出 徳彦			欠席委員			
	委 員 上岡 正						
その他	委員外委員 川渕 誠司						
	委員外委員 西尾 祐佐						
	委員外委員 寺尾 真吾 (14:00から)						
執行部出席者	まちづくり課長	地曳 克介		産業建設課長		小谷 哲司	
	〃 課長補佐	佐川 徳和		〃 産業振興係長		田邊 秀樹	
	〃 計画係長	山崎 剛					
	〃 道路管理係長	小野 宏之					
	農林水産課長	篠田 幹彦					
	〃 課長補佐	二宮 英雄					
	〃 農業振興係長	島村 祐一					
	観光商工課長	朝比奈雅人					
〃 課長補佐	宮崎 勝也						
事務局	事務局長 中平 理恵						
	総務係長 桑原 由香						
記 録							
平成30年12月定例会において、委員会に付託された議案8件の審査のため、委員会を開催しました。							
その概要については、以下のとおりです。							

■まず、はじめに「第 13 号議案 四万十市園芸作物価格安定基金条例及び四万十市農業後継者育成確保基金条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：小谷産業建設課長】両基金の運営組織である評議会の構成員のひとつに、「高知はた農業協同組合」があるが、合併し、平成 31 年 1 月 1 日から「高知県農業協同組合」と名称を変更することに伴う条例の一部改正。

※質疑なく終了

■次に、「第 14 号議案 四万十市立四万十農園あぐりっこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。（賛成 5、反対 1）

【説明：篠田農林水産課長】「四万十農園あぐりっこ」は、平成 12 年から 13 年にかけて整備をし、平成 14 年から研修を受け入れている施設。

この、農業後継者の育成及び研修を行う、竹島地区の「四万十農園あぐりっこ」について、これまで取り組んでいる新規就農研修に加え、卒業生の農業技術の向上や生産者団体と連携した産地化推進に取り組むことで、ハウス施設の有効活用や更なる農業担い手育成の推進を図っていくもので、使用料金を含めたハウスの使用区分の見直しや指定管理者の行う業務の整理など、平成 31 年 4 月からの体制整備に向け、必要な改正をお願いするもの。

今回の条例改正の主なところは、まず、施設の活用については、はじめの 10 年くらいはハウス 6 棟が満杯であったが、それ以降は難しくなった。ハウス全部を有効に使っていききたいというのが目標。それに合わせて研修生を十分に育成していききたい。また、それに伴い施設の使用料を改正させていただきたい。

営農用ハウスについては、ステップアップハウスの区分と産地化推進ハウスの区分に分けていきたい。ステップアップハウスは、研修を終了した者が新たに独立して就農するまでの期間、ハウスを貸出して経営技術を身につけていただき自立就農してもらおう、ということに活用させていただきたい。産地化推進ハウスは、農家の中で、研究、技術の習得、指導を積極的に行う方を篤農家というが、篤農家を受け入れて、指導もしてもらいたい。そのハウスを産地化推進ハウスと名称変更させていただきたい。ステップアップハウスの使用料は 2 年を区切りとして月額 24,300 円。何らかの理由で 2 年を越えた場合、月額 48,600 円。産地化推進ハウスは篤農家に入って指導をしていただくので、月額 32,400 円。ステップアップハウスは 3 棟、産地化推進ハウスは 1 棟、研修生の受入れハウスは 2 棟。

【質疑：上岡委員】ハウスを有効利用できていない理由は何か。計画が甘かったのか。

【答弁：篠田農林水産課長】当初から 10 年間は満杯くらい受け入れできていた。ロックウールでの米ナスの栽培は、研修終了後、ハウスを建てて米ナスをやるのが難しくなってきたことが、一番の要因ではないか。トマトは新規として入りやすく、技術も確立しているので研修していただきたい。米ナスは簡易ハウスによる栽培を西土佐農業公社で行っているの、米ナスをやりたい方は西土佐で習っていただく。

【質疑：上岡委員】有効活用ができてない。この条例は私に言わずとボロをつなぎ合わすようなもの。当初の計画とずいぶん違う。研修生に 2 年使わすというが、2 年ぴったりで終わらない時はどうするのか。条例には「25 月以上」、となっているが、上限はどうなのか。何十年も使わすのか。

【答弁：篠田農林水産課長】上限は、2 年で次の新しい農地を準備することができないとか、契約に時間がかかるとかで、数か月を想定しており、3 年以上にもっていくつもりはない。

【質疑：上岡委員】その点、条例で謳われていない。どういう権限でそうなるのか。市長が認めるところ、となるのか。

【答弁：篠田農林水産課長】条例は使用料を規定させていただくが、そのことは規則のなかで作っていくつもり。

【質疑：上岡委員】規則をあついで執行部のおまかせにはしたくない。規則も合わせて出してもらわないと、認めるわけにはいかない。行政の悪いところ。議会軽視ではないか。条例は認めさせ

ておいて規則は自分たちで決める。それはおかしい話。規則はこうなっているので、認めてくれというのが筋ではないか。

【答弁：篠田農林水産課長】私どもとしては、条例を認めていただいたあとで規則を作っていくというスケジュールかと思っていたので。

【質疑：上岡委員】執行部をお願いしたい。条例で「以上」となっていると何年でも認めたことになる。規則もこういう予定、と明確にしてもらわないと認めるわけにはいかない。私が何を言いたいかというと、研修生だけに便宜を図ってはいけない。ハウスをしていて、拡大したい人もいる。有効利用できていない、もったいないという声を聞く。

【質疑：川村委員長】上岡委員が言ったとおり、条例に併せて、規則ではこんなふうにしようと思っている、とか説明してくれたら、みんなに認めてもらえるのでは。そういう案があるのなら、今述べてほしい。

【答弁：篠田農林水産課長】規則については、条例の可決後に作っていきたいと考えている。2年以上については最長の期間を設定して、超えないように、と考えていきたい。

【質疑：白木委員】規則はあとで作るのでいいが、今、言ってるように、現時点において、例えば、36月以内、とか、そういうふうな予定を言ってもらえればいいのではないか。

【答弁：篠田農林水産課長】現時点では、3年を超えないようにしていきたい、と考えている。

【意見：上岡委員】卒業生には5年貸すことになる。3年は延長を認めるということ。一般の者で借りたい人がいる。おそらく3年間どかないと思う。他では月額48,600円で借れない。あまりに長いのでは。

【意見：白木委員】36月を超えないということであれば、私は反対しない。

【質疑：谷田委員】ここの指定管理はどこだったか。

【答弁：篠田農林水産課長】中村野菜価格安定基金協会。先ほどの研修生の独立の部分だが、現在はIターンの受入れもしている。JAや県の振興センターといっしょになって、土地の事も情報収集しているが、研修を受け入れる段階で難しいところもある。研修希望者はあるが、のちのちの事を考えるとむずかしいということがある。少しでも農業の生産額を上げる、1人でも専業農家を多くしていきたいという思いのなかで、施設を有効に活用していきたい。

【質疑：上岡委員】反対にステップアップハウスの利用がない場合の扱いはどうなるのか。規則とかは。

【答弁：篠田農林水産課長】使用料が市に入っていないということもあるが、そうならないように、農業人フェアなどの相談会等で四万十市の説明をしていくことで、募集に効果があるのではないか。可能性としてはハウスが空く場合もある。その時は使用料が入っていない。

【質疑：上岡委員】そんなことは言っていない。今、ステップアップハウスは有効利用ができていないから、この条例を作ろうとしているのやろ。仮に研修生がいない時に、今農業をしている人が使えるような規則にするのか、どうなのかと問うている。お金のことは聞いてない。

【答弁：篠田農林水産課長】研修を受けていただいた方に入っていたらと考えているので、今のところ、例えば研修にかかわっていない人が申し込みに来た場合のことは考えていない。

【質疑：上岡委員】それは非常におかしい。有効利用するための条例なのに。ない時はどうするかということを考えてもらわんと。おかしいじゃないか。他に使わせないのなら、研修生がいない場合、ハウスは空く。そのことについて答えてほしい。

【答弁：篠田農林水産課長】この施設自体が研修することを基本にしているので、それで進めている。

【質疑：上岡委員】納得しない。6棟のうち2棟はそうやないでしょ。3棟はステップアップハウスで、あとの1棟は聞き逃した。あとの2棟は希望者がいれば使わすんでしょ。今の答弁は納得できない。

【答弁：篠田農林水産課長】ハウスの基本的な説明が先ほど十分にできていなかった。6棟のうち、2棟はトマトとピーマンの研修用のハウスに使う。3棟はトマトとピーマンのステップアップハウス。残りの1棟は篤農家に入ってもらって指導をしてもらいたい。トマトとピーマンに特化した施設にしたい。

【意見：白木委員】2棟は今までどおりの使い方なら、今までよりも有効活用かな、と思う。

【川村委員長】この条例に対して、新たに出し替えよ、と言うことはできないので、納得できないのなら、これを反対するしかない。問答を見ていたら、これを替えよ、と言っているようなの

で。

【上岡委員】委員長の言うとおりで結構。

※他に質疑なく、挙手採決した。

■次に「第15号議案 四万十市都市公園条例及び四万十市公園条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：地曳まちづくり課長】今年度行っている公園長寿命化計画策定の中で、現在市が有する全ての公園施設について整理を行い、都市計画区域内に存在し、街区公園の役割を有するものは都市公園条例に、その他の公園は公園条例に位置づけるために改正するもので、併せて条例中の位置又は区域の表示を統一するもの。第2条にもともとあった18カ所の公園を第1条の都市公園に位置づけを替える。併せてその他の4カ所の公園も都市公園の位置づけにする。なぜかという、都市局の公園事業についても事前に公園の調査をしていれば、今後修繕についても、国庫補助の対象としていただける。手続きをしてできるだけ有効にお金を使いたい。

※質疑なく終了

■次に「第18号議案 四万十市道路線の認定について」、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：地曳まちづくり課長】この道路は、中村新町4丁目において、宅地分譲を目的に「四万十市土地環境保全条例」に基づく工事計画届により整備し設置され、届出者との協議や届出受理条件に基づき、完成後は市が管理することとしていたもので、現地確認の結果、道路構造や形状等に問題がなかったことから、市道として認定するもの。

【質疑：上岡委員】開発面積はいかほどか。水道の本管についてはどうなっているか。

【答弁：地曳まちづくり課長】開発面積は、詳しい申請書を持ってくる。水道については、上下水道課との協議を行っており、検査についても上下水道課の担当技師が検査している。

【質疑：上岡委員】本管は入っているのか。

【答弁：地曳まちづくり課長】当然入っている。

【質疑：上岡委員】市道本線にあたる角切りはどうなっているのか。幅員の最低を教えてください。

【答弁：地曳まちづくり課長】道路の構造等は、開発指導要綱のなかで決定している。都市計画区域内なので基本的に幅員は4m以上。角切りの部分も指導要綱の中で決めるような指導をしている。先ほどの質問の面積は1,354㎡。

【質疑：上岡委員】わかった。延長は40mだが、行き抜きになっているのか。行き止まりなら回転場所を作らないかんはず。図面がないので、認めるも認めんも要綱のとおりかどうかわからない。図面があれば提出願いたいし、なければ口頭で説明を。

【答弁：地曳まちづくり課長】この場合は、車回しを作る長さになっている。約40m先に回転広場を作った。

【質疑：上岡委員】認めるについてもそれを知らされていない。要綱にあっているかどうか審査のしようがない。どういう要綱に従って、どういう回転場所になっているか説明をお願いしたい。

【答弁：地曳まちづくり課長】開発申請者からあがってきたら、開発指導要綱に照らし合わせてチェックし、現地に行って検査する。構造、舗装、上下水道等を確認したうえで行く。今回は道路の幅員は4m以上、側溝を含めて約5m。

【質疑：上岡委員】そんなことは問うてない。要綱では回転場所を作らないかん。行き止まりの道なので。委員会に説明資料がないから審査のしようがない。「すぐわかるのでコピーを出す」とかいう話をしてほしい。要綱どおりかわからん。執行部が要綱どおりで認めているからいい、というのなら、議員はいらない。図面がないけんいかん。

【答弁：地曳まちづくり課長】今までそこまで出したことはない。要綱がお手元にないとわからない、平面図もないとわからないということであれば、両方示すことは可能だが…。

【質疑：上岡委員】議員は要綱を知っている。条例も知っている。要綱を出せとは言っていない。

— 小休中 —

— 正会中 —

【質疑：上岡委員】資料の提出については、了とするが、終点部分の回転場所について、どういう構造になっているか詳しく説明していただきたい。

【答弁：地曳まちづくり課長】指導要綱ではT型、L型、台形と3つのパターンがあるが、今回はL型で中に角切りがある形。

【意見：上岡委員】私は理解できた。できたが、先ほどすべて（資料を）出せと言ったのは大事なこと。市民が買ったときに、市道として十二分に利用できるかどうか審査するため。水道が入っているかも問うた。入っていなかったら、買った人に余計な負担がある。構造についてもわかっていないと認定できない。今聞いてよくわかった。

【意見：宮崎議長】十分な議論をしていただくのはいいと思うが、この場において議員がするのは道路線の認定。市民のことを考えておっしゃってもらったが、市の事務執行をまちづくり課がきちんとしているかを我々はチェックする必要がある。

【意見：上岡委員】議長の言うことはわかった。

※他に質疑なく終了

■次に、「第20号議案 公の施設の指定管理者の指定について(四万十ふれあいの家)」について、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：朝比奈観光商工課長】地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。管理を行わせる施設の名称は、四万十ふれあいの家「カヌー館」、四万十農村公園「四万十ひろば」、四万十市林業研修施設(ログハウス)。指定管理者の名称は株式会社西土佐観光社。指定期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間。

指定管理者候補者選定委員会において、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に基づき、地域の人材活用、地域との連携が期待できるということから、非公募により選定したもの。施設の効用を最大限に発揮するためには、地域の実情に精通し、観光関連事業や施設について熟知している必要がある。そのため、この企業は地域の在住者が雇用されており、流域の同業者や施設、漁協関係者、住民との信頼関係が構築されており、円滑な連携事業が実施できるもの。さらに築28年という老朽施設の修繕、急激な河川増水に迅速な対応ができ、度々浸水する農村公園の復旧維持管理などの実績をふまえ、指定管理者の候補者として選定したもの。

【質疑：上岡委員】指定管理には、いろんなパターンがある。これは、どういうパターンか。利用料金制なのか。どれだけのお金を払うのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】指定管理料を約480万支払って、それプラス利用料金制、全体予算900万くらいで動いている施設。

【質疑：上岡委員】議員として勉強不足で申し訳ないが、取締役の3名を教えてください。

【答弁：朝比奈観光商工課長】取締役3名は、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん。すべて西土佐在住の方。

【質疑：宮崎議長】全部観光施設か。

【答弁：朝比奈観光商工課長】四万十ふれあいの家が、カヌー館。農村公園はカヌー館の下にあるキャンプサイト等。四万十市林業研修施設は、林(りん)の補助事業で建てたもので橋の下にあるログハウスで宿泊施設として貸出し、カヌー館が管理している。

【意見：宮崎議長】農村公園も農業関連の補助金で整備したところ。前にも言ったが、使い方が違う。3ついっぱいにするのではなくて、例えば議員の中でカヌー館は認めるが四万十ひろばは任せるのはおかしいのではないか、という議員がいることはあり得ないことではない。3つ並べて3つともここに委託するというやり方がいいのかどうか。議員の皆さんが賛成することが前提になっている。そうでないと修正案を出さなければならなくなる。ひとつずつ出すのもひとつの考え方と思う。意見である。

【意見：上岡委員】今回は指定管理がどうかと委員会に問われている。議長の意見もよくわかるが、さっき私が意見を言ったら、条例に関係してないと先輩にも議長にも言われた。

— 小休中 —

— 正 会 —

※他に質疑なく終了

■次に、「第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「よって西土佐）」について、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：小谷産業建設課長】管理を行わせる施設は道の駅「よって西土佐」、指定管理者の名称は、「株式会社西土佐ふるさと市」。指定期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで。

指定管理者候補者選定委員会において、地域の人材活用、その他地域との連携が期待できるということから、非公募により選定した。当該組織は、地域の方が株主となってその運営にかかわっており、組織と地域との密接な連携が期待できる。また、施設の効果的な運営には地域の事情に精通し、地産地消、地産外商活動や農家などとのやりとり、調整についても熟知している必要がある。当該組織の前身は、平成 13 年に設立された、「西土佐ふるさと市組合」であり、長年培ってきた経験や技術をもとに、西土佐地域の直販事業などに精通した人材の活用が期待できる。

【質疑：上岡委員】非公募ということで、性質上、わかる部分もある。初めてでもなく、継続ということで一定はわかるが、代表者に倫理上問題がある。代表者は市長と義兄弟。どの法律にも抵触しないが、議員として心の中に引っかかる。如何なものかと思う。今の「よって西土佐」の状況を見ると、じり貧になる。品揃えとか農産物を見ていたらじり貧になる。非公募は課長の説明で納得するが、市長との関係はどのように考えているか。

【答弁：小谷産業建設課長】株主の方も承知のうえで多くの適任者の中から、この方が適任ということで認められたのが偶然、たまたま義兄弟であった。倫理上、上岡委員の言うことも理解できるが、選ばれた方が偶然にも義兄弟であったと認識をしている。

【質疑：上岡委員】私の質問と答弁がかみ合わない。たまたま株主総会でなったということはわかっている。行政として、担当課長として、そのことについて、言われることも一理あるので意見があったことは伝えるが、今の状態はこうだから今回は認めてもらいたい、と言ってほしい。3 年後に同じ人が代表者で同じ人が市長なら認めにくい。今回は初めてなので。そのことについて、少しだけ答弁してほしい。

【答弁：小谷産業建設課長】上岡委員の言うことも十分理解している。ふるさと市という任意の組織が、道の駅の立ち上げと同時に株式会社化した。その中でいろいろな事業展開や地域の期待を背負って進めていくなかで、大変な経営面の不安等もあったと思うが、地域の熱心な、しかも出荷者として農産物も出し、地域をまとめている方が代表取締役で、個人的には適任であり、辛いながら頑張っていると認識している。

【質疑：小出委員】指定管理料はいくらか。

【答弁：小谷産業建設課長】公が負担すべき経費として、来年度も例年通り 700 万円程度予算要求している。

【質疑：宮崎議長】指定管理料を払うのか。いやしの里は、500 万もらっているという認識だが、その差は何か。

【答弁：小谷産業建設課長】公の担うべきものとして、利益を生み出す施設以外の管理、トイレ等の消耗品・電気料、清掃等、公の部分の経費を指定管理料として支払う。

【質疑：宮崎議長】いやしの里からは 500 万もらっている。あそこも公の移設。その違いは何か。

【答弁：小谷産業建設課長】いやしの里のことはわからなくて申し訳ないが、道の駅については国土交通省に認定いただいた公の施設なので、そこを管理していただく部分の経費について指定管理料を支払うという認識。

— 小休中 —

— 正 会 —

※他に質疑なく終了

■次に「第 27 号議案 公の施設の指定管理者に管理を行わせる施設の変更について」、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：地曳まちづくり課長】第 15 号議案で、公園の種別を分けた際、西土佐の日時計公園を入れたが、西部グリーンさんに管理をお願いしているので、公園管理公社に指定管理をお願いしている公園から「日時計公園を除く。」とすることとした。

【質疑：上岡委員】なぜ、変えないかんかわからん。この公園の場所も面積も全然わからん。

【答弁：地曳まちづくり課長】この日時計公園の位置は、西土佐小中学校のところの高台のカーブのところにある小さな公園。ここは以前から四万十市公園管理公社の管理からはずれていた。引き続き、西部グリーンさんに管理をお願いすることとしたので、「除外する」という表現にしたもの。面積は 1,035 ㎡。

【質疑：白木委員】要は日時計公園がこの文言に入ったということは、この（除く、という）文言が入ってなかったら、日時計公園も公園管理公社の管理になるので除いた、ということか。

【答弁：地曳まちづくり課長】そうだ。

【質疑：上岡委員】今まで間違っていたということか。

【答弁：地曳まちづくり課長】間違っていない。

※他に質疑なく終了

■次に、「第 28 号議案 公の施設の指定管理者の名称の変更について」、執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：篠田農林水産課長】JA が合併により名称を変更したことに伴う変更。

※質疑なく終了

— 小休中 —

■事務局から報告事項

○幡多 6 市町村の議会議員研修について

■2 月の閉会中の委員会の日程についても協議した。

○2 月 21 日とすることに決定した。

— 正 会 —

■以上で案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任ということで委員会を終了した。